

平成23年度美波町職員採用試験について

美波町では、平成23年度職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度 1名程度	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者。
	大学卒業程度 2名程度	昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。
保育士	短期大学卒業程度 3名程度	昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者、又は平成24年3月31日までに取得見込みの者。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2. 試験日及び場所

- ◎第1次試験(統一試験) 試験日：平成23年9月18日(日) 場所：徳島大学 総合科学部
◎第2次試験 試験日：平成23年11月中旬頃の予定 (徳島市南常三島町1-1)

3. 申込用紙

申込用紙は、美波町役場総務企画課及び由岐支所住民室にて配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求(試験区分〇〇〇)」と朱書き、あて先明記の120円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

4. 受付期間

平成23年7月25日(月)から平成23年8月8日(月)までのうちの、執務日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵便による申込みの場合は、平成23年8月8日までの消印有効。

5. 問い合わせ・受験申込先 役場総務企画課(電話77-3611)

住宅用防災警報器の設置はお済みですか？

○住宅には住宅用防災警報器等が必要です。



平成16年6月の消防法改正により、一般住宅(一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分)に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。(消防法第9条の2) 設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。

義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室(就寝の用途に供する居室)
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署等では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所予防係 ☎0884-77-0999
美波町消防防災課 ☎0884-77-3619

美波町病院臨時職員募集について

次のとおり募集いたします。

職種	看護師・看護補助者
応募資格	看護師については、看護師資格を有する者。 看護補助者については、概ね60歳までの健康な者。
応募人員	看護師 1名 看護補助者 1名
応募書類	自筆の履歴書(市販の用紙、写真貼付) 資格を証する書面(免許証コピー可)
応募締切日	平成23年7月22日(火)午後5時までに由岐病院まで、提出してください。
面接試験日	応募の方に後日通知します。
採用予定年月日	平成23年8月1日

※その他

詳しくは由岐病院(☎78-0075)へ、お問い合わせください。

教育委員会からのお知らせ

7月定例教育委員会開催の日程について

■日時 平成23年7月29日(金)
午前9時00分～

■場所 日和佐公民館 3階会議室